【EU】汚職対策に関する指令の制定

主幹　海外立法情報調査室　芦田　淳

＊2026 年 4 月 29 日、汚職関連犯罪に係る EU 加盟国共通の定義を設けるとともに、当該犯罪が適切に処罰されるよう、その最高刑について共通の下限を定める指令が制定された。

1　制定の経緯等

本稿では、「［民間部門における汚職対策に関する］理事会枠組み決定 2003/568/JHA 及び欧州共同体の公務員又は欧州連合加盟国の公務員による汚職への対処に関する条約に代わり、［欧州連合の財政的利益の保護に関する］指令（EU）2017/1371 を改正する、汚職対策に関する 2026 年 4 月 29 日の欧州議会及び理事会指令 2026/1021」[1]（以下「2026 年指令」）を取り上げる。2026 年指令は、2023 年 5 月 3 日、欧州委員会が汚職関連犯罪に関する刑事法の調和を図るとともに、汚職の予防を強化することなどを目的として提出した指令案[2]に基づくものである。その後の手続を経て、2026 年 3 月 26 日に欧州議会により、同年 4 月 21 日に EU 理事会により承認されて成立した 2026 年指令は、全 5 章 40 か条から成り、同年 5 月 31 日に施行された（第 39 条。以下、条名は同指令のものである。）。加盟国による国内法化の期限は、一部の規定を除いて 2028 年 6 月 1 日である（第 37 条）。

2　2026 年指令の主な内容

（1）主題及び範囲

2026 年指令は、汚職関連犯罪の定義並びに刑事罰及び非刑事罰に関する最低限の規範とともに、汚職についてより効果的に予防し、対処するための措置を定めるものである（第 1 条）。

（2）汚職関連犯罪の定義

2026 年指令は、汚職関連犯罪について次に述べる共通の定義を置くもので、加盟国は、定義に該当する行為が故意に行われた場合に犯罪とするための必要な措置を講じなければならない。

（ｉ）贈収賄（bribery）

公務部門における贈収賄とは、公務員が職務を遂行するに当たり、ある行為を行うか、又は行わないかのために、直接的又は間接的に、①当該公務員に不当な利益を約束し、申し出、若しくは与える行為（贈賄）又は②公務員が不当な利益を要求し、若しくは受領する行為（収賄）である（第 3 条）。民間部門における贈収賄に関しても、同様である（第 4 条）。

（ii）横領（misappropriation）

＊　本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は 2026 年 9 月 8 日、［ ］は筆者による補記である。

[1] Directive (EU) 2026/1021 of the European Parliament and of the Council of 29 April 2026 on combatting corruption, replacing Council Framework Decision 2003/568/JHA and the Convention on the fight against corruption involving officials of the European Communities or officials of Member States of the European Union and amending Directive (EU) 2017/1371 of the European Parliament and of the Council, OJ L, 2026/1021, 11.5.2026. <https://data.europa.eu/eli/dir/2026/1021/oj>

[2] European Commission, COM(2023)234 final, 3.5.2023. <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=celex%3A52023PC0234> これに先立ち、フォン・デア・ライエン（Ursula von der Leyen）欧州委員会委員長は、2022 年の一般教書演説において、幅広い汚職関連犯罪に対処するために、欧州連合の汚職に対する法的枠組みを改正することに触れていた。“2022 State of the Union Address by President von der Leyen,” 2022.9.14. European Commission website <https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/ov/speech_22_5493>

横領とは、公務員が、直接的又は間接的に管理責任を負う資産を、その本来の目的以外のために投資し、支出し、流用し、又は使用することであって、かつ、それが自己若しくは他の個人若しくは団体の利益になるか、又は関係する公的若しくは私的な団体の財政的利益を損なう場合をいう（第5条）。横領の適用対象は、加盟国の裁量により民間部門に拡大することができる（同条）。また、加盟国は、横領の定義に該当する行為の結果として生じる利益又は損害が1万ユーロ[3]未満である場合、当該行為は犯罪を構成しないと定めることもできる（第12条）。

（ⅲ）影響力に係る取引（trading in influence）等

影響力に係る取引とは、公務員から不当な利益を得る目的で、公務員の職務遂行に不当な影響力を行使するために、直接的若しくは間接的に、不当な利益を約束し、申し出、若しくは与えること又は不当な利益を要求し、受領し、若しくは当該利益の申出若しくは約束を受け入れることである（第6条）。また、公務員の職務遂行上の行為等による故意の重大な法律違反を、公務の不法な行使（unlawful exercise of public functions）と定義している（第7条）。公務の不法な行使の適用対象について、加盟国は、特定の公務員に限定することができる（同条）。

（ⅳ）司法妨害（obstruction of justice）

司法妨害とは、公共部門又は民間部門における贈収賄、横領、影響力に係る取引、汚職関連犯罪による財産の取得、同犯罪の扇動、ほう助、教唆又は未遂（以下「贈収賄等」）に関連する訴訟において、虚偽の証言をさせたり、証言の提供若しくは証拠の提出を妨害するために、暴力、脅迫若しくは威嚇を直接的若しくは間接的に使用すること（以下「暴力等を使用すること」）又は何らかの利益を約束し、申し出、若しくは与えることである（第8条）。贈収賄等に関連して、司法官職にある者又は法執行機関の構成員の公務遂行を妨害するために、暴力等を使用することも司法妨害に該当する（同条）。

（3）汚職関連犯罪に対する罰則

加盟国は、汚職関連犯罪が、効果的、比例的で、かつ、抑止力のある刑事罰等によって処罰されるよう必要な措置を講じなければならない（第12条、第14条）。そのため、2026年指令は、最高刑に関する加盟国共通の下限を次のとおり定めている。汚職関連犯罪を行った自然人については、犯罪の種類に応じて、拘禁刑の期間を3～5年とする（第12条）。また、汚職関連犯罪を行った法人については、犯罪の種類に応じて、罰金額を全世界における総売上高の3～5%又は2400万～4000万ユーロとする（第14条）。他方、加盟国が汚職関連犯罪について、追加の刑事罰等を定めることも認めている（第12条、第14条）。

（4）汚職対策の強化

2026年指令は、汚職関連犯罪の捜査から裁判までに十分な時間を確保するため、時効成立までに最低でも確保すべき期間を、4年以上の拘禁刑が科される犯罪については当該犯罪が行われた日から8年以上、3年以上の拘禁刑が科される犯罪については同様に5年以上などと定めている（第19条）。また、汚職についての予防及び対策に関する国家戦略の採択（第21条）、汚職予防を任務とし、汚職への対処に必要な専門知識を有する機関等の設置（第22条）など、加盟国における予防措置の強化を目的とした規定も設けられている。このほか、加盟国には、汚職関連犯罪の通報者等の保護（第25条）、汚職関連犯罪の捜査及び訴追のために、効果的かつ適切な捜査手段を利用可能とすること（第26条）などが義務付けられている。

---

[3] 1ユーロは約186円（令和8年9月分報告省令レート）。